

住民基本台帳ネットワークシステム

8月5日スタート

21世紀における行政情報化の社会基盤の確立



8月5日より住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始されます。今回は、このシステムについて皆さんにご紹介するとともに、疑問点

住民基本台帳 市町村において、住民の居住関係の公証（住民票の写しの交付など）、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎となる台帳。



この住民基本台帳ネットワークシステムとは、どのような制度ですか。

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」とは、町が行ういろいろな行政サービスの基礎である住民基本台帳のネットワーク化を図り、氏名・生年月日・性別・住所の4つの情報、そして住民票コードとこれらの変更情報によって、全国共通の本人確認を行うための地方公共団体共同のシステムです。この制度が始まることにより、町民負担の軽減とサービスの向上、国、地方公共団体を通じた行政改革につながります。



住基ネットが導入されることで、どのようなサービスが始まるんですか。

今年の8月5日から始まる第1次サービスと、来年の8月から始まる第2次サービスがあります。

第1次サービスは、各市町村が持っている住民情報のうち本人確認情報を行政機関へ提供します。これにより、これまで、年金等の給付に関する証明（現況届等）、資格取得の際に必要な住民票の写しの提出が不要となりますので、わざわざ役場に来て証明をもらったり、住民票の写しを取らずに済むようになります。（事務によって開始時期が異なります。）

第2次サービスでは、住民票の写しが全国どこでも受けることができるようになります。また引越しの際、転出届を郵送すれば、転出証明書をもらう必要はなく、転入先の役場に行くだけ



これまで、住民票の写しを取るために仕事を休んでいた人も、休憩時間等に勤務先の最寄りの役場に行けるので、休みを取る必要はないですね。テレビ・新聞等の報道で個人情報の情報が漏れるのではないかと、いう声がありますが、心配はないのですか。

住基ネットは、住民の大切な個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護を最も重要な課



こんなに多くの対策が取られているのです。これで安心して使えます。住民基本台帳ネットワークを私たち町民へのサービス向上に役立ててください。

住民票コードは、8月5日以降町民の皆さんに通知します。通知された住民票コードは、大切に保管してください。

住民票コードとは

- ・平成14年8月5日以降、個人ごとの住民票に新たに住民票コードが記載されます。
- ・住民基本台帳ネットワークシステムから行政機関へ提供する本人確認情報は、法律により4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報に限定され、また、行政機関の利用できる事務についても、法律で具体的に規定されています。
- ・住民票コードを民間が使用することは、法律で禁止されています。
- ・住民票コードは、市町村へ申し出ることにより変更できます。